

宗教法人規則例

次に掲げるものは、宗教法人の規則例です。

これから宗教法人を設立するために規則を新たに作成しようとする団体又は実態と規則とがそぐわないため規則を改める必要がある法人は、この規則例を参考に検討してください。

宗教法人「〇〇〇」規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この寺院(神社・教会・〇〇)は、宗教法人法による宗教法人であって、「〇〇〇」という。

(事務所の所在地)

第2条 この宗教法人(以下「法人」という。)は、事務所を群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く(これを「事務所」という。)

(包括団体)

第3条 この法人の包括団体は、宗教法人(非宗教法人)「〇〇〇」とする。

(目的)

第4条 この法人は、〇〇〇〇を本尊として、〇〇宗の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成し、その他正法興隆、衆生済度の聖業に精進するため(その他この寺院の目的達成のため)に必要な業務(及び事業)を行うことを目的とする。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、「〇〇新聞」(「機関紙〇〇」)に〇回掲載(事務所の掲示場に〇〇日間掲示)して行う。

○神社・寺院・教会等には、教派・宗派・教団等(包括団体)に包括されているもの(被包括団体)と包括されていないもの(単立団体)とあるが、以下△印の説明は、特に単位団体にのみ関係するものである。

○「宗教法人〇〇〇」とすると、「宗教法人」が名称の一部となるから、宗教法人「〇〇〇」とする。

○「所在地」とは最小行政区画のことであるが、大字や番地までも記載した方がわかりやすく便利である。

○通常、神社では社務所、寺院では庫裏、教会では教職舎が事務所に相当するが、実情によっては神社では本殿、寺院では本堂の所在地を記載する。

△単立団体では記載しない。

○宗教団体そのものの主目的その他の目的を達成するための業務及び事業を具体的に記載してもよい。

○新聞雑誌の掲載・掲示場の掲示以外の方法でも、当該宗教法人として信者その他の利害関係人に周知させるに適切な方法であれば、さしつかえない。

○(ア)財産処分等の場合における公告(法第23条)、(イ)被包括関係の設定又は廃止の場合における規則変更案の要旨の公告(法第26条第2項)、(ウ)合併の場合における契約案の要旨の公告(第34条第1項)・債権者に対する公告(同条第3項)・規則案の要旨の公告

第2章 役員その他の機関

第1節 代表役員及び責任役員

(員数)

第6条 この法人には、○人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

(呼称)

第7条 代表役員を「○○」といい、その他の責任役員を「○○」という。

(資格及び選任)

第8条 代表役員は、——者のうちから、○○宗の代表役員が選任する(○○宗の規程によってこの寺院の住職の職にある者をもって充てる。)

2 代表役員以外の責任役員は、——者のうちから(○○会において推薦したものを、)代表役員が選定し、○○宗の代表役員が任命する。

(任期)

第9条 代表役員の任期は、○年とする(この寺院の住職の任期による。)。ただし、再任を妨げない。

2 代表役員以外の責任役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の代表役員及び責任役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

4 代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

(代表役員の職務権限)

第10条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

(責任役員会及びその職務権限)

第11条 この法人に責任役員会を置く。

2 責任役員会は、責任役員で組織する。

3 責任役員会は、総代会の意見を聴いて、次に掲げる事務を決定する。

一 予算の作成

二 決算(財産目録、貸借対照表及び収支計算書)の承認

三 歳計剰余金の処置

四 特別財産及び基本財産の設定及び変更

五 不動産及び重要な動産に係る取得、処分、担保の提供その他重要な行為

六 主要な境内建物の新築、改築、増築、模様替え及び用途変更等

七 境内地の模様替え及び用途変更等

(法第35条第3項)・規則変更案の要旨の公告(法第36条において準用する法第26条第2項)、(エ)解散の場合における利害関係人に対する公告等の各場合ごとに公告の方法を異にしてもよい。

○責任役員の員数は、(代表役員たる責任役員を含めて)3人以上であれば、何人でもよいが「3人以上」・「3人から5人まで」・「若干人」などとせず、「3人」、「5人」などの定数を記載する。

○代表役員・責任役員の資格・任免は、特に重要であり、また、いろいろの場合が考えられるから、特に注意を要する。

○代表役員を責任役員の互選によって定める場合には、「代表役員は、責任役員の互選によって定める」(法第18条第2項)と記載する。

△単立団体では、「○○宗の規定によって」や「○○宗の代表役員が任命する」を省く(以下同じ)。

○××の職にある者をもって代表役員に充てた場合の任期は、特に記載がなくても、その××としての任期によることになる。

○代表役員としての任期と、その代表役員の責任役員としての任期と異なることがないように注意する。

○議決の定足数を事務の種類軽重によって異にしてもよい。例えば、「この法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決する。ただし、——及び——(次に掲げる事項)については、その定数の3分の2以上で決する。」としてもよい。

- 八 借入れ及び保証
- 九 規則の変更並びに細則の制定及び改廃
- 十 合併並びに解散及び残余財産の処分
- 十一 その他この規則に定める事項
- 十二 この法人の事務のうち、責任役員が必要と認める事項
- 4 責任役員会は、代表役員が招集する。ただし、責任役員の定数の過半数から招集を請求されたときは、代表役員は、速やかに招集しなければならない。
- 5 責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、責任役員の定数の過半数で決する。
- 6 責任役員会における責任役員の議決権は、各々平等とする。
- 7 会議には、議事録を作成しておくものとする。

第2節 代務者

(置くべき場合)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、代務者を置かなければならない。

- 一 代表役員又は責任役員が、死亡、辞任、任期満了その他の事由によって欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。
- 二 代表役員又は責任役員が、病気、旅行その他の事由によって1月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第13条 代表役員の代務者は、前条第1号に該当するときは、——者のうちから責任役員会において選定し、同条第2号に該当するときは——者のうちから代表役員が選定し、〇〇宗の代表役員が任命する。

2 代表役員以外の責任役員の代務者は、——者のうちから、代表役員又はその代務者が選定し、〇〇宗の代表役員が任命する。

(職務権限)

第14条 代務者は、代表役員又は責任役員に代わってその職務の全部を行う。

(退職)

第15条 代務者は、その置くべき事由がやんだときは、当然その職を退くものとする。

第3節 仮代表役員及び責任役員

(選定)

第16条 代表役員は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、——者のうちから、責任役員会において仮代表役員を選定しなければならない。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、——者のうちから、責任役員会において、その議決権を有しない責任役員の員数だけ、仮責任役員を選定しなければならない。

○「代務者は——者のうちから、責任役員会において選定し、〇〇宗の代表役員が任命する。」と、代表役員の代務者と責任役員の代務者とを一緒に規定してもよい。

○代務者は代表役員・責任役員の職務権限のすべてを行う建前であるが、やむを得ないときは、「代務者は、——に関する事項を除くほか、代表役員又は責任役員に代わってその職務を行う。」とすることもできる。

○仮代表役員及び仮責任役員は、その性質上、当該代表役員及び当該責任役員の親族、友人など関係の深い者から選定すべきでない。

○左の第2項後段の「この場合において・……」は、法第21条第2項の「別段の定」の一例である。

第4節 役員解任

(代表役員解任)

第17条 代表役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会において定数の3分の2以上の議決及び責任役員会において定数の全員(3分の2以上)の議決により、当該代表役員(責任役員としての地位を含む。)を解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これに耐えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務に明らかに違反したと認められるとき。
- 三 代表役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

(責任役員解任)

第18条 代表役員以外の責任役員が前条各号のいずれかに該当するときは、総代会及び責任役員会において各々定数の3分の2以上の議決を経て、代表役員は、当該責任役員を解任することができる。この場合において、同条第3号中「代表役員」とあるのは「責任役員」と読み替えるものとする。

(代務者解任)

第19条 代表役員及び責任役員の代務者の解任については、前2条の規定を準用する。

第5節 信者

(信者の定義)

第20条 信者とは、この法人の教義を信奉する者で、〇〇(住職、宮司、——会)の承認を受けた者をいう。

- 2 信者は、信者名簿に登録するものとする。

(信者の義務)

第21条 信者は、この法人の護持興隆に努めるものとする。

第6節 総代会

(総代)

第22条 この法人に、総代〇人を置く。

- 2 総代は、信者で衆望の帰する者のうちから責任役員会において選定し、代表役員が任命する。
- 3 総代の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第9条第3項及び第4項の規定は、総代について準用する。この場合において、同項中「代表役員及び責任役員」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。
- 5 総代は、この規則に定める事項を処理するほか、代表役員に協力し、この法人の目的達成及び維持興隆に努めるものとする。

(総代会)

第23条 この法人に、総代会を置く。

- 2 総代会は、総代で組織する。
- 3 総代会は、責任役員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。
 - 一 予算の作成
 - 二 歳計剰余金の処置
 - 三 特別財産及び基本財産の設定及び変更
 - 四 不動産及び財産目録に掲げる宝物に係る処分、担保の提供等
 - 五 借入れ(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除

○役員解任は、重大な事項であり、また、慎重に行う必要があるため、その手続は明確に規則に規定する。

○「信者」は、その法人特有の呼称があれば、それを用いる。

○宗教法人の事務は、責任役員会が決定するが、法人の円滑な運営を図るため、議決・諮問機関を設置することが望まれる。この例では、「総代会」を挙げているが、宗会、信者総会等その法人に特有の機関、呼称があれば、それを用いる。

く。)及び保証

六 その他この規則に定める事項

七 この法人の目的達成、維持興隆に関する事項

4 総代会は、代表役員が招集する。(ただし、総代の定数の過半数から招集を請求されたときは、代表役員は、速やかに招集しなければならない。)

5 総代会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、定数の過半数で決する。

6 総代が第17条各号のいずれかに該当するときは、総代会及び責任役員会において定数の各々3分の2以上の議決を経て、代表役員は、当該総代を解任することができる。この場合において、同条第3号中「代表役員」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

7 会議には、議事録を作成しておくものとする。

第7節 監事

(監事)

第24条 この法人に、監事○人を置く。

2 監事は、——者のうちから、責任役員及び総代以外の者について、総代会において選任する。

3 監事の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

4 監事は、任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

5 監事には、責任役員又は総代の配偶者及び利害関係を有する者が含まれることになってはならない。

6 監事は、この規則に定める職務を行うほか、この法人の財産状況(及び業務の執行)を監査し、必要に応じ、責任役員及び総代会に報告するものとする。

7 監事が第17条各号のいずれかに該当するときは、総代会において定数の3分の2以上の議決により、当該監事を解任することができる。この場合において、同条第3号中「代表役員」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

第8節 事務所(宗務所)

第25条 事務所に総務部及び教務部を設け、部長その他の職員を置く。

第3章 関係寺院

第26条 この法人の関係寺院は、次のとおりとする。

本寺 ○○寺 ○○県○○市○○町○○番地

法類 ○○寺 ○○県○○市○○町○○番地

法類 ○○寺 ○○県○○市○○町○○番地

法類 ○○寺 ○○県○○市○○町○○番地

組寺 ○○寺 ○○県○○市○○町○○番地

○宗教法人の適正な財務運営を図るため、会計処理の妥当性を客観的に判定し、必要があれば、執行機関に助言を与える機構を整備しておくことが望まれる。

○監査機関の名称は、「監事」、「監査委員」など法人が定め、定数にも特に制限はない。

○議決、執行機関からの独立性を確保しておく必要がある。

○事務所(宗務所)の組織・職員の呼称・員数・資格・任免・任期・職務権限などに関する事項を定めた場合には、簡明に記載する。

○各部局課の所掌事務は、細則に譲る方がよい。

○この規則には、法第12条第1項第12号の「他の宗教団体によって制約される事項」すなわち、この法人の包括団体たる教派・宗派・教団等や本寺(親教会)・法類・組寺等(宗教法人も非宗教法人も含む。)から受ける制約事項を記載することができるが、その制約事項などに関する規定中、本寺・法類・組寺等が関係する場合に限り関連事項として第3章に記載する。

第4章 財務

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

2 特別財産は、宝物及び什物のうちから設定する。

3 基本財産は、次に掲げる財産とする。

一 境内地、境内建物その他の財産のうちから基本財産として設定するもの

二 基本財産として指定された財産

三 基本財産に編入された財産

4 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産とする。

(特別財産及び基本財産の設定及び変更)

第28条 責任役員会は、特別財産又は基本財産の設定又は変更をしようとするときは、総代会の意見を聴かなければならない。

(基本財産の管理)

第29条 基本財産たる現金は、銀行に預け、又は確実な有価証券に代えるなど、その他適正に管理しなければならない。

(財産の処分等)

第30条 責任役員会は、次に掲げる行為をしようとするときは、総代会の意見を聴いて、〇〇宗の代表役員の承認を受けた後その行為の少なくとも1月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる行為が、緊急の必要に基づくものである場合又は軽微なものである場合及び第5号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合にあつては、公告を行わないことができる。

一 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。

二 借入れ（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く。）又は保証をすること。

三 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除去又は著しい模様替えをすること。

四 境内地の著しい模様替えをすること。

五 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらをこの法人の主たる目的以外の目的のために供すること。

(経費の支弁)

第31条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(予算の作成)

第32条 予算は、毎会計年度開始1月前までに編成し、総代会及び責任役員会の議決を経なければならない。

(予算の区分)

第33条 予算は、経常収支及び臨時収支の2部に分け、各々これらを科目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

○第26条は末寺の規則の例であるが、本寺の規則では「本寺」の代わりに末寺に関する事項を記載する。しかし、総本山のような多数の末寺を有する寺院にあつては、末寺の名称や所在地をこの規則中に列記したり、又は別冊としてしなくてもよい。

△単立団体では、関係の寺院の同意や〇〇宗の代表役員の承認を省く。

ない。

(予備費の設定及び使用)

第34条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 責任役員会は、予備費を使用するときは、総代会の意見を聴かなければならない。

(予算の追加及び更正)

第35条 責任役員会は、予算作成後に、やむを得ない事由が生じたときは、総代会の意見を聴いて、既定予算の追加又は変更をすることができる。

(特別会計の設定)

第36条 責任役員会は、特別の必要があるときは、総代会の意見を聴いて、特別会計を設けることができる。

(決算)

第37条 決算に当たっては、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を毎会計年度終了後3月以内に作成し、監事の監査を受けた上、総代会及び責任役員会の承認を受けなければならない。

(歳計剰余金及び予算外収入の処置)

第38条 歳計に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、責任役員会は、総代会の意見を聴いて、その一部若しくは全部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第5章 事業

(公益事業)

第40条 この法人は、次の事業を行う。

- 一 ○○事業
- 二 ○○事業

2 前項の事業は、別に定める「○○事業運営規程」に基づき、代表役員が管理運営する。

3 第1項の事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。

(公益事業以外の事業)

第41条 この法人は、その目的達成に資するため、出版事業を行う。

2 前項の事業は、別に定める「○○事業運営規程」に基づき、代表役員が管理運営する。

3 第1項の事業から生じた収益は、次に掲げる法人又は事業のために使用しなければならない。

- 一 この法人
- 二 この法人が援助する宗教法人
- 三 この法人が援助する公益事業

4 第1項の事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。

第6章 補則

(規則の変更及び合併)

第42条 この規則を変更しようとするときは、総代会及び責任役員会において定数の3分の2以上の議決を経て、○○宗の代表役員の承

○実際行っている事業及びその施設の建築中など確実に行う事業に限り記載することを原則とし、単なる希望や理想の場合には記載しない。

○私立学校法による学校法人・社会福祉法人など別の法人が行う事業は、記載しない。

<p>認及び群馬県知事の認証を受けなければならない。この法人が合併しようとするときも、また同様とする。</p>	
<p>(解散の手続き)</p>	
<p>第43条 この法人が解散しようとするときは、総代会及び責任役員会において各々定数の3分の2以上の議決を経て、〇〇宗の代表役員 の承認及び群馬県知事の認証を受けなければならない。</p>	<p>○解散に関する事項のうち、任意解散の場合の内部手続と残余財産の帰属とに関する事項だけを記載する。</p>
<p>(残余財産の帰属)</p>	
<p>第44条 この法人が解散したときは、その残余財産は、総本山〇〇寺 (〇〇宗〇〇) に帰属する。</p>	<p>○「この法人が解散した場合における残余財産は、解散の時に、責任役員 の定数の3分の2以上の同意によって選定された宗教法人その他の公益法人に帰属する。」としてもよい。</p>
<p>(包括団体の規則の効力)</p>	
<p>第45条 〇〇宗の規則中この法人に関係がある事項に関する規定は、 この法人についても、その効力を有する。</p>	<p>△単立団体では記載しない。</p>
<p>(備付け書類及び帳簿)</p>	
<p>第46条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え 付けなければならない。</p>	
<p>一 この法人の規則及び認証書並びに細則 二 〇〇宗(教)の規則及び規程 三 役員名簿 四 予算書 五 財産目録、貸借対照表及び収支計算書 六 責任役員会及び総代会の議事録 七 事務処理簿 八 事業に関する会計帳簿その他の関係書類 九 信者名簿</p>	
<p>(施行細則)</p>	
<p>第47条 この規則の施行に関する細則は、責任役員会において、定数 の3分の2以上の議決を経て、代表役員が定める。</p>	<p>○本山・本部教会など、特殊な法人で施行細則を必要とする場合に限り、記載する。しかし、重要事項までも施行細則に譲ることがないように注意する。</p>
<p>附 則 (注 制定時)</p>	
<p>1 この規則は、群馬県知事の認証を受け、設立の登記をした日(〇〇 年〇月〇日)から施行する。</p>	<p>○「〇〇年〇月〇日」の日付は、設立の登記をした日と一致するように記載する。</p>
<p>2 この規則施行当初の代表役員及びその他の責任役員は、次のとおりとする。</p>	
<p>代表役員〇〇〇〇</p>	
<p>責任役員〇〇〇〇</p>	
<p>責任役員〇〇〇〇</p>	
<p>附 則 (注 規則変更時)</p>	
<p>1 この規則の変更は、群馬県知事の認証書の交付を受けた日(〇〇 年〇月〇日)から施行する。</p>	
<p>2 この規則施行の際、現A、B、C及びDの職にある者は、それぞれこの規則によるA'、B'、C'及びD'とみなす。ただし、その任期については、この規則施行後、第8条の規定により新役員が任命される時までとする。</p>	<p>○代表役員・責任役員以外の役職員についても、すべて改めて選任する方がすっきりするがこのように「みなす」やり方でもよい。もっとも、代表役員・責任役員も含めて全部の役職員を「み</p>

なす」こともできる。

- 任期に関する記載がなければ、任期は施行の日から起算することになる。
- 附則の不備不足のために、代表役員も生まれず、その代表役員を生むべき機関も生まれず、施行になっても動きがとれない、といったことがないように注意する。